

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（平成29年5月30日開催）
議事概要

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会庶務

1 日 時

5月30日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）相澤利朗，石井佑可子，小原善孝，加藤匡倫，國分隆文，齋藤重博，
三瓶一俊，高野俊太郎，竹田光広，福地幸雄，宮崎徹哉（※敬称略）

（説明者）古川典子主任書記官

札幌社会福祉協議会地域福祉部 佐藤朋紘自立支援課長

（裁判所）川目治首席家裁調査官，織田三郎次席家裁調査官，飯野治彦次席家裁調査
官，菊地弘恭家事首席書記官，富所良少年首席書記官，平野裕章家事・少
年次席書記官，阿子島恵事務局長，北川法文事務局次長

（庶務）内山秀樹総務課長，村崎淳一総務課課長補佐

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（1）議事

ア テーマ「成年後見制度について」の基本説明

イ 事例検討（別紙1のとおり）

ウ 「札幌市における市民後見人の養成状況と支援体制等について」の説明

エ 質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は，別紙2のとおり

（2）次回の予定等

ア 委員会日程 平成29年11月13日（月）午後1時30分

イ テーマ 「最近の非行傾向と再非行防止への取組」

事 例 検 討

成年後見人から提出された後見事務報告書等によると、成年被後見人（以下「本人」という。）の預貯金及び現金の合計額が3000万円であるところ、本人の預金口座から500万円の出金がされたことがわかった。その使途等が以下の内容であった場合に、家庭裁判所は成年後見人の裁量の範囲を超えらるゝとして、成年後見人を解任したり、支出した費用を本人口座に返還するよう求めたりすることができるか。

【ケース1】

成年後見人は本人の妻で、自動車の購入費用に充てられた場合において、

- (1) 購入したのは、脚が不自由な本人のための車椅子用リフトのオプションを追加した自動車であったとき。ただし、オプション等の明細は提出されていない。
- (2) 本人の施設への送迎用として購入したが、高級外車であった場合で、
 - ア 本人が、これまでも高級外車に乗っていたという事情があるとき
 - イ 本人（60歳）の毎月の収支が10万円赤字であるとき
 - ウ これまでは高級外車には乗っていないが、本人名義で登録されているとき

【ケース2】

成年後見人（本人とは生計を異にする子）の家族4人の海外旅行の費用に支出されていた場合において、

- (1) この10年間、毎年、本人の負担で、本人も同行して海外旅行をするのが通例となっていたとき
- (2) 以前、本人が、孫（海外旅行に行った家族4人のうちの1人）の大学入学祝に海外旅行に連れて行ってやると発言していたとき

※本事例は、家庭裁判所委員会のための架空の事例です。

概 要

●委員 △説明担当者

【「成年後見制度の現状と課題」の説明を受けて】

● 財産管理については、成年被後見人（以下「本人」という。）の意思を尊重して行うと
のことですが、本人が重度の認知症の場合には、どのような方法でその意思を確認して財
産管理を行っているのでしょうか。

△ 本人が認知症ではあるが、意思を表明できる場合には、本人に確認することになりま
す。重度の認知症である場合には、本人の意思を確認することは難しく、本人の判断能
力が低下する前に、どのような考えを持っていたかをもとに判断することになります。

● 書類など本人の意思を確認できるものがあれば、それによって判断することもあるの
ですか。

△ 書類があれば、それにより判断することもあります。また、認知症等に罹患する前に、
本人はどのような考え方を持っていたかを本人の身内等から聞き取って、それを参考に
判断することもあります。こうしたことが難しい場合には、本人の生活歴やお金の使い
方、親族との関わり合いを含めて本人の意思を推測し、判断することになります。

● 成年後見人等と本人の関係で、市民後見人と親族以外のその他の個人とはどのような
関係をいうのでしょうか。また、親族が成年後見人になった場合には、成年後見人とし
ての報酬はもらえるのでしょうか。

△ 親族以外のその他の個人とは、親族以外の親しい知人等を指します。成年後見人が、
親族であっても弁護士等の専門職であっても、裁判所に報酬額を決めてほしいという申
立てを行い、裁判所が決めた報酬額を成年後見人は受け取ることができます。

● 市民後見人であっても報酬を受け取ることはできるのでしょうか。

△ 受け取ることはできますが、報酬は本人の財産の中から支払われることになりま
すので、仮に財産がなければ、現実には報酬を受け取ることができないこともあります。

● 本人が会社の経営などの事業をされていた場合とサラリーマンや主婦とでは、成年後
見制度を利用するにあたって、何か違いはありますか。

△ 特に違いはありません。

【事例検討のケース1及び2を受けて】

● 本人が運転をしない車の購入について、本人の意思をどう判断するかは難しいと思
います。本人が意思を表明できない場合で、本人名義の車を購入した場合、それが本人に
とってどれだけ有用かということにより判断することになると思います。

● 本人の妻が成年後見人であり、本人より若い場合、妻の利用頻度が高くなると思
います。そういった場合では本人の財産から車の購入資金を支出することが認められるかど
うかを検討すること自体、難しいと思います。

● 成年後見人の裁量の範囲かどうかということであれば、購入した車の金額や利用実態

といった程度の差によって判断されるかと思います。

- 車の購入経緯というよりは、本人の施設への送迎のほかに、本人以外の利用がどれくらいあるのかという利用実態から判断することになるかと思います。また、本人の収入と支出の関係で今後も赤字が続くようであれば、今ある財産を今後何年かで、すべて費消してしまうことが予想される場合もあるかと思います。そのようなことがない場合で、妻から本人の意思を確認できる場合には、本人名義の車の購入は認められるかと思います。
 - 車の購入に支出した費用の明細を明らかにしない場合や、今後、長期間生活費等が必要となることや、全財産から見た支出額の割合が大きい場合には将来に不安を残すことにもなり、やはり車の購入自体、認められない支出と判断されるかと思います。
- △ 裁判所でも成年後見人の裁量の範囲を重視していますが、それをどのように見ていくかは非常に難しいと感じています。その中でも、本人の意思をどう見るかが重要で、その本人の意思に裁判所が過度に介入することが、本当にいいのかということに注意しながら検討しています。裁判所に与えられている権限は、成年後見人の選任、解任が中心であり、選任する際にはこの人なら本人のためにやってくれるだろうということで選任していることから、基本的には選任された成年後見人にお任せするというスタンスになるかと思います。逆に、私腹を肥やすなどの業務上横領の場合には、本人のためにならないことから解任します。なお、成年後見人がどんどんお金を使って財産を費消するような場合には解任することもあり得ますが、このような場合には成年後見人の裁量の範囲を逸脱しているのかが重要になってきます。- 海外旅行といっても格安のツアー旅行から世界一周の旅行まで様々なものがあると思います。リフト付きの福祉車両であることの明細があれば、500万円の車の購入でも認められるかと思いますが、仮に500万円の海外旅行となると通常の支出とは言えないかと思います。
- 本人が海外旅行を毎年楽しみにしていて、本人と一緒に行って楽しむことができるようであれば、一度くらい海外旅行を認めてもいいかと思います。ただ、毎年、海外旅行に行くとなれば、今後の生活に支障が出てくる可能性もあることから続けていくことにはやや抵抗があります。財産管理する成年後見人と身上監護をする成年後見人とに権限を分けることがあります。身上監護を行う成年後見人から車の購入とか海外旅行についての相談があれば、財産管理を行っている成年後見人がその支出の要否を検討し、場合によっては裁判所にも相談して決めることになるかと思います。今後の生活をどのように進めるか、本人の意思や周囲の人との関係などのバランスを取りながら成年後見人は難しい判断をしていくことになるかと思います。

△ 海外旅行のケースについては、裁判官においても判断が分かれることがあるかと思います。

△ 流動資産が3000万円あれば、後見制度支援信託の利用を検討するとか、成年後見

人の選任等に当たっては、親族など本人の身の回りの世話をする人を成年後見人に選任する方が本人にとってもいい場合もありますし、本人の所有している財産が多いことから弁護士を、財産管理を行う成年後見人として選任する方がいい場合もあります。また、親族を成年後見人に、弁護士等を成年後見監督人に、それぞれ選任して親族後見人の後見業務の相談に成年後見監督人が応じるという方法もあります。

△ 成年後見人の不正行為というのは、今回のような事例ではなく、本人の財産を成年後見人の懐に入れてしまうような事案を言いますので、無駄使いとは違います。ただ、無駄使いが不正行為につながることも考えられるので、裁判所としては慎重に対応しているところです。

● 弁護士等が成年後見人等に選任される事案では、本人や財産に何らかの問題を抱えている場合が多いかと思います。面倒は見てくれているが、本人の財産を当てにしていたり、明らかに本人の財産を奪ってやろうと考えている親族がいるとか、いろいろな事案があります。このような事案では、成年後見人と親族との間に軋轢が生じることもあります。本人が意思表示できないような事案では、本人にとって望ましい考え方を推測しながら進めます。意思が少しでも残っている本人でも、周りの意見に流されて本人の意思がゆがめられることもあります。この場合、本当に本人が言っていることを尊重していいのか悩むこともあります。そういう場合には、本人にとって本当にいいことは何かを考えながら後見業務を進めています。一方、弁護士等の専門職の成年後見人の横領事案もありましたので、親族からこの弁護士は本当に大丈夫なのかという目で見られることもあり、裁判所に問い合わせが行くこともあるかと思います。多くの弁護士等の専門職後見人は、適正に事務を遂行しているのですが、親族からは不審の目で見られ、険悪な関係になることもあります。なお、生活保護を受給している本人の成年後見人を弁護士等の専門職が引き受けることもあります。そうした場合には、弁護士等の専門職後見人であっても無報酬で成年後見人を引き受けることがあります。

【「札幌市における市民後見人の養成状況と支援体制等について」の説明を受けて】

● 市民後見人になった後の年齢制限はありますか。

△ 成年後見人として選任された方については、年齢制限を設けていませんが、市民後見人としての登録については75歳を上限としています。

● 市民後見人が成年後見人に選任された後、週に何回くらい本人に会いに行くのでしょうか。

△ 本人1人に対して2人の市民後見人が成年後見人として選任されています。訪問頻度は受任した2人の話し合いで決めています。成年後見人に選任された直後であれば、本人等に顔を覚えてもらうために、頻繁に訪問しています。慣れてくるに従って、2週間に1回程度、2人で訪問するか、1人ずつ別々に交代で訪問することが多いかと思います。後見業務の事務内容についても、市民後見人同士で話し合って分掌しています。大阪の事例では成年後見人の報酬はもらえないことになっているようですが、札幌では

報酬付与の申立てを市民後見人であってもできるものとしています。

- 財産がたくさんあれば、成年後見人に報酬を支払わなければならないと思いますが、これが成年後見制度の利用をためらわせている理由なのかと思います。
- △ 相談に来る人の多くが成年後見人に対する報酬について心配をしています。成年後見人が行った後見業務に対して、報酬付与の申立てをして、本人の財産の中から報酬を受け取ることになりますが、本人に財産がなければ報酬を受けることはできません。報酬の金額は裁判所が、財産の内容や収支、本人の今後の生活が困らない状況等をみて決めることになります。弁護士の成年後見人だから報酬が高額になることはありませんし、逆に弁護士会に成年後見人候補者の推薦を依頼する場合にも、報酬が見込めない事案であることを告げて依頼する場合があります。
- △ 報酬額については、東京家裁のホームページ上で目安を掲載しているのでご覧になっていただくといいかと思います。
- 任意後見はこれから増えていくものなのでしょうか。
- △ 任意後見監督人を選任するところから裁判所は手続に関与しますが、法定後見に比べると件数も少なく、伸び率もそれほど大きくありません。
- 弁護士会の成年後見に関する相談で聞かれる話として、申立費用を本人ではなく、親族である申立人が負担することに抵抗があり申立てをためらう人がいます。そうした場合に、申立てにかかる諸費用を本人の財産から負担してもらう方法があることを伝えるのですが、そうした点を知ってもらえると利用が促進されるのかと思います。
- 身近な人が成年後見制度を利用しなければならないとしたら、弁護士に相談に行くと思います。
- 私はインターネットで成年後見制度について調べるかと思います。
- 相続の手続で以前裁判所に来たことがあります。認知症の身内がいたために成年後見人が必要ということになりました。私の周りの人たちは成年後見制度についてよくわかっている人が多いかと思います。
- △ 身内で成年後見人が必要ではないかと考えられている方を対象として、裁判所内で、毎月第2、第4金曜日の午前10時から集団での成年後見制度の手続説明会を実施しています。この説明会に都合がつかない場合には、個別に後見・財産管理センターの窓口で手続案内を行っています。
- △ 社会福祉協議会でも成年後見制度に関する相談が増えています。特に金融機関の窓口で本人の定期預金を解約して普通預金に移そうとしたら本人以外では手続ができず、成年後見人を選任する必要があると言われて社会福祉協議会の相談に来る人もいます。
- 社会福祉協議会で取り組んでいる見守り隊の話とも関係するかと思いますが、独居の人とか、病気で困っている人がいる場合、これらをどのように成年後見制度につなげていくことになるのでしょうか。
- 福祉施設や病院にいるソーシャルワーカーと連携して対応することもあります。成年後

見制度を利用することで介護契約を締結することができたり、様々な福祉機関と連携が図られるなどいい面の方が多いかと思えます。

△ 今回いただいた御意見や御感想をもとに、成年後見事件の処理方法，市民後見人などの各種関係団体の連携，広報活動のあり方について考えていきたいと思えます。ありがとうございました。